



長野県報

12月20日(月)
平成16年
(2004年)
第1620号

目次

規則

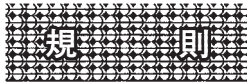
建築基準法施行細則等の一部を改正する規則（建築管理課・住宅課）	1
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	2
長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程（ガス課）	2

告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路維持課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	3
児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部改正（こども支援課）	4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業振興課）	5
大規模小売店舗立地法に基づき聴取した意見及び述べられた意見の概要の縦覧（産業振興課）	5
林業種苗法に基づく講習会の開催（森林保全課）	7
特定調達契約に基づく落札者の決定（医務課県立病院室）	7



建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第45号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則
(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

大岡村	0.6	0
坂城町	0.7	0

を

坂城町	0.7	0
-----	-----	---

に、

信州新町	1.0	0
豊野町	0.3	0

を

信州新町	1.0	0
------	-----	---

に、

戸隠村	0.14	0
鬼無里村	0.4	0
小川村	0.2	0

を

小川村	0.2	0
-----	-----	---

に改める。

(県営住宅等の管理に関する規則の一部改正)

第2条 県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「サンコーポましま」を「サンコーポましま鳥居団地」に、「大門団地」を「大門団地 宮下団地」に、

宮下団地	木曾郡檜川村
みどりヶ丘団地	東筑摩郡明科町

を

みどりヶ丘団地	東筑摩郡明科町
---------	---------

に、

和田団地	下高井郡山ノ内町
鳥居団地	上水内郡豊野町

を

和田団地	下高井郡山ノ内町
------	----------

に改

める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条中
県営住宅等の管理に関する規則別表第1の1の改正規定(「大門団
地」を「大門団地 宮下団地」に改める部分及び

会 計 課

宮下団地	木曾郡 檜川村	を
みどりヶ丘団地	東筑摩郡 明科町	
」		
みどりヶ丘団地	東筑摩郡 明科町	に改め
」		

る部分に限る。)は、平成17年4月1日から施行する。

建築管理課
住 宅 課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年12月20日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第46号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正
する。

第127条第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、
次に掲げるいずれかに該当する者であつて、契約を締結しない
こととなるおそれがないものであると認められるとき。

ア 過去2年間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほ
ぼ同じくする契約を2回以上にわたつて誠実に履行した実績
を有する者又はこれに準ずる実績を有する者

イ 知事が指定する入札に参加しようとする者で政令第167条
の5第1項の規定により定めた資格を有するもの

第127条第3号を削る。

第128条第1項中「に参加しようとする者」を削り、「差し出さな
ければ」を「提出することにより行わなければ」に改め、同条第2
項中「郵便で差し出す」を「前項の規定により入札場所に提出す
ることに代えて、郵便を利用して所定の場所に提出する」に改め、同
条第3項中「で差し出す」を「を利用して提出する」に改め、同条
に次の3項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、一般競争入札は、電子入札により
行うことができる。

5 前項の電子入札とは、所要の事項を入札に参加しようとする者
の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信
回線で接続した予算執行者の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに記録させることにより行う入札をいう。この場合にお
いて、当該記録されたファイルは、第1項の入札書とみなす。

6 第3項の規定は、電子入札により一般競争入札を行う場合につ
いて準用する。この場合において、同項中「入札場所に到達しな
かった」とあるのは、「予算執行者の使用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録されなかった」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程
を次のように制定します。

平成16年12月20日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

長野県公営企業管理規程第11号

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規
程

長野県ガス供給条例施行規程(昭和46年長野県公営企業管理規程
第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野市の項中「のうち東日本旅客鉄道信越本線以東、
宇庄柄のうち東日本旅客鉄道信越本線以東、字鎌穂のうち市道今井
田牧線以南、字穂刈のうち市道今井田牧線以南で、市道川中島167
号線以西」を「(東日本旅客鉄道信越本線以西を除く。)」に、「川中
島町御厨」を「川中島町今井原 川中島町御厨」に、「字石原、
字下荒沢、字大明神及び字中堀」を「及び字下荒沢」に、「篠ノ井
西寺尾」を「稲里町中央一丁目(市道更北137号線以東を除く。)
稲里町中央二丁目 稲里町中央三丁目(平成12年11月19日における
川中島町御厨の区域を除く。) 稲里町中央四丁目 篠ノ井西寺尾」
に、「字申高に限る。)」を「字申高に限る。)」 豊野町豊野(字外土
浮、字西宇山、字東宇山、字大久保、字鍋山、字一里塚及び字提を
除く。)) 豊野町浅野(字高割、字橋下、字古舟場、字西下川原、字
下川原、字水入(国道18号以西を除く。))、字横畑(国道18号以西を
除く。))及び字東島を除く。)) 豊野町蟹沢(字中島、字高岡、字南
曾峰、字北曾峰、字膳棚、字手子塚、字古宮、字棗原、字坂下、字
下張、字板橋、字矢倉及び字中谷地に限る。)) 豊野町大倉(字橋
場、字観音堂、字梅の木、字一丁場、字板橋、字道東、字上原、字
大方、字堰下、字穴田、字中田、字箕羽田、字上堰、字小日向、字
下堰、字道下、字向原、字向平及び字入に限る。)) 豊野町石(字狐
山、字南郷境、字清水尻、字南清水、字上ノ台、字吉村境、字下石
村前、字下石村、字天狗山東ノ平、字西川原、字東河原、字正円
畑、字内川原、字明神前、字祭ノ神、字北久保、字久保、字寺ノ
前、字三念沢口、字殿屋敷、字堰添、字川原、字南長谷越、字北長
谷越、字久保田、字北土井下、字宮ノ前、字午房山、字楷子田、字
向美濃和田、字前美濃和田、字釈迦堂、字西ノ窪、字狐山前、字腰
巻及び字北清水に限る。)) 豊野町川谷(字東込田、字八幡前、字大
屋敷、字谷及び字日影に限る。))に改め、同表の上水内郡豊野町の
項を削る。

附 則

この管理規程は、平成17年1月1日から施行する。

ガ ス 課